

1. 貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認 (1)二号承認

貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について

輸入注意事項55第76号 (55.11.28)

改正①輸入注意事項56第63号 (56.10.1) ②輸入注意事項59第2号 (59.3.2)

③輸入注意事項59第6号 (59.6.22) ④輸入注意事項59第15号 (59.12.19)

⑤輸入注意事項60第3号 (60.1.31) ⑥輸入注意事項60第10号 (60.3.28)

⑦輸入注意事項60第25号 (60.9.6) ⑧輸入注意事項61第1号 (61.2.19)

⑨輸入注意事項61第13号 (61.10.4) ⑩輸入注意事項62第14号 (62.11.16)

⑪輸入注意事項63第14号 (63.3.22) ⑫輸入注意事項63第30号 (63.6.27)

⑬輸入注意事項元第17号 (元.7.14) ⑭輸入注意事項2第17号 (2.6.22)

⑮輸入注意事項3第5号 (3.4.22) ⑯輸入注意事項3第10号 (3.10.30)

⑰輸入注意事項4第20号 (4.9.9) ⑱輸入注意事項5第6号 (5.5.20)

⑲輸入注意事項5第14号 (5.12.14) ⑳輸入注意事項6第36号 (6.12.1)

㉑輸入注意事項7第30号 (7.3.31) ㉒輸入注意事項7第38号 (7.5.22)

㉓輸入注意事項8第25号 (8.11.1) ㉔輸入注意事項8第32号 (8.12.20)

㉕輸入注意事項9第9号 (9.8.13) ㉖輸入注意事項9第20号 (9.12.9)

㉗輸入注意事項10第9号 (10.3.4) ㉘輸入注意事項10第46号 (10.5.15)

㉙輸入注意事項10第62号 (10.8.26) ㉚輸入注意事項11第5号 (11.2.17)

㉛輸入注意事項11第24号 (11.5.11) ㉜輸入注意事項12第10号 (12.3.30)

㉝輸入注意事項12第13号 (12.3.31) ㉞輸入注意事項12第52号 (12.7.1)

㉟輸入注意事項12第61号 (12.9.18) ㊱輸入注意事項12第88号 (12.12.26)

㊲輸入注意事項13第18号 (13.5.31) ㊳輸入注意事項13第34号 (13.7.11)

㊴輸入注意事項13第46号 (13.11.8) ㊵輸入注意事項13第50号 (13.11.12)

㊶輸入注意事項14第2号 (14.1.23) ㊷輸入注意事項14第28号 (14.6.5)

㊸輸入注意事項14第40号 (14.10.1) ㊹輸入注意事項14第53号 (14.12.9)

㊺輸入注意事項14第66号 (14.12.17) ㊻輸入注意事項14第69号 (14.12.27)

㊼輸入注意事項15第8号 (15.2.3) ㊽輸入注意事項15第10号 (15.2.12)

㊾輸入注意事項15第21号 (15.5.8) ㊿輸入注意事項15第25号 (15.5.31)

①輸入注意事項15第31号 (15.6.19) ②輸入注意事項15第51号 (15.12.25)

③輸入注意事項16第10号 (16.7.7) ④輸入注意事項16第22号 (16.12.1)

⑤輸入注意事項16第30号 (16.12.24) ⑥輸入注意事項17第3号 (17.2.24)

⑦輸入注意事項17第17号 (17.7.1) ⑧輸入注意事項17第30号 (17.7.25)

⑨輸入注意事項17第58号 (17.12.9) ⑩輸入注意事項18第10号 (18.3.27)

⑪輸入注意事項19第22号 (19.3.6) ⑫輸入注意事項19第31号 (19.9.28)

輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）の第二号に規定されていますが当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項又は第2条の2第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。③

なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号（貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について）は昭和55年11月30日限りで廃止します。

記

1 対象品目 ⑥

輸入公表二の表の第1及び第2に掲げる貨物

2 書面申請手続 ①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟

③⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟

(1) 提出書類

- (イ) 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表の様式T-2010） 2通
- (ロ) 申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通
- (ハ) 輸入割当品目に係る申請の場合は、輸入割当証明書の原本及び写し1通
- (ニ) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類 原本及び写し1通
- (ホ) ブラジル、アラスカ、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン又はロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通
- (ヘ) 大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通
- (ニ) ポリビア及びブルンジを原産地とするめばちまぐろ及びその調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通
- (イ) 中華人民共和国及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通
- (ロ) 台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、当該貨物が、台湾の漁船が漁獲したさけ及びます並びにこれらを原料とした調製品でない旨を証明した台湾の関係当局が発行した証明書1通
- (ハ) コートジボワールを原産地又は船積地域とするものを除くダイヤモンドに係る申請の場合には、キンバリー・プロセス証明書の写し、1通（ただし、キンバリー・プロセス証明書を発行する体制が整備されていない制度参加国から輸入するものであって、平成15年1月10日から平成15年1月31日の間に船積みされたものについては、当該国政府が発行する“Government Letter of Comfort”（当該国政府のレターヘッドに“The rough diamond in this shipment have been handled in accordance with the provisions of the Kimberley Process Certification Scheme for rough diamonds”と記載されているものに限る。）の写し 1通）
- (ロ) ワシントン条約附属書II又はIIIに掲げる種に属する動植物に係る申請の場合に

追

⑱

は、同条約第10条に基づき発給された許可書又は証明書

(ウ) 輸入公表三の9の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類） 1通

(ワ) 輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

(カ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

(注) (二) の契約書の原本は返還します。

(2) 提出先

(イ) 鯨及びその調製品に係る申請

経済産業局、通商事務所又は沖繩総合事務局の各輸入担当課

(ロ) さけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ハ) ダイヤモンドに係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(ニ) ワシントン条約附属書II又はIIIに掲げる種に属する動植物に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(ホ) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(ヘ) くろまぐろ、みなみまぐろ並びにめばちまぐろ及びその調整品に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(ト) 上記以外の貨物に係る申請

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請期間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで

(4) 輸入の承認

審査の結果、申請を承認したときは、申請の際提出された輸入承認申請書にその旨を記入の上、記名押印をして1通を申請者に交付する。

(5) 特定輸入承認

外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和42年政令第325号）第2条及び第3条第一号に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(ロ)の申請理由は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。

この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。

なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部管理課あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。

(例) 本件貨物の本邦への陸揚げは、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと認められるので、外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づきその旨を明らかにする。

なお、この輸入の承認に係る貨物は、〇〇丸により運搬されたものに限る。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続等

③③③⑤③⑥④①②②④③④④⑤④⑥④⑦④⑧⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

(イ) 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本(法人の場合)、住民票(個人の場合)、返信用封筒(返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと)、委任状(法人代表以外の申請者の場合)、(外国法人、外国人の場合は登記簿謄本、住民票にかえて、所在の証明できる書類)、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD(3.5inch、2HD、1.44MBフロッピーディスクのもの)

(ロ) 郵送先

〒01100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

(ハ) その他、申請者の届出に係る運用は平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号(特定手続等に係る申請者の届出について)の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。)第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機(以下「専用電子計算機」という。)に備えられたファイルから入手可能な「輸入二号承認申請様式」(輸入割当品目に係る特定輸入承認申請については「輸入承認申請様式」)に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置(以下「特定入出力装置」という。)から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

(イ) 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用すること。

- a ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア
- b テキストエディタ
- c XMLエディタ

⑱

(ロ) 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

品目	品目コード
輸入公表(昭和41年通商産業省告示第170号。以下「公表」という。)三の9の(1)に掲げる国又は地域を原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品(本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの(外国の港湾内で船積みされたものを除く。))及び一の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。)	TA01
大西洋又は地中海において蕃養された公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ	TA02
公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなまぐろ	TA25
ポリビニア及びゲルジアを原産地とするめばちまぐろ及びその調製品	TA22
中国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品	TA03
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海棲哺乳動物及びその調製品	TA04
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする魚、甲殻類その他の水棲動物及びこれらの調製品	TA05
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする動物性生産品(海棲動物、魚、甲殻類及び軟体動物に係るものに限る。)	TA06
本邦の区域に属さない海面を船積地域とする海藻及びその調製品	TA07
公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物(公表二の第1の表中、同三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域)の項に掲げるものを除く。)及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書Ⅱにより特定されるものに限る。)並びに公表三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国または地域を船積地域とし、かつ、同条約附属表Ⅲに掲げる国を原産地とする附属書Ⅲに掲げる種に属する動物及び植物並びに附属書Ⅲにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	TA16

+公表三の九の(4)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
ダイヤモンド (関税率法 (明治43年法律第54号) 別表第71類第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、コートジボワールを原産地又は船積地域とするもの及び公表三の8の(40)の手續により輸入されるものを除く。)	TA24

(6) 受付窓口

- (イ) 鯨及びその調整品に係る申請
経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局の各輸入担当課
- (ロ) (イ)及び(ハ)以外の貨物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課
- (ハ) くるまぐる、みなみまぐる並びにめばちまぐる、さけ、ます及びその調整品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
 ※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

- (イ) 2の(1)の(ロ)及び(ニ)から(ウ)までに同じ。
- (ロ) 特定輸入承認に係る申請の場合における2の(1)の(ロ)の申請理由は、2の規定にかかわらず、別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類
- (ハ) 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- (ニ) 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した依頼書（様式自由。規則別表第2で定める輸入承認証の交付を希望する場合に限る。）
- (ホ) 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。

(ウ) 電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

- (ト) 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを越える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口へ郵送又は提出すること。
- (チ) (ホ)及び(ト)の郵送または提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- (リ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。
- (9) 輸入の承認
審査の結果、申請を承認したときは、その旨、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入承認証を交付するものとする。
- (10) 特定輸入承認
審査の結果、申請を承認したときは、専用電子計算機に備えられたファイルの条件欄に例による記録、又は申請者本人の求めに応じ、規則別表第2で定める輸入承認証を交付するものとする。
- なお、専用電子計算機に備えられたファイルに記録された場合において、水産庁資源管理部資源管理課への輸入承認証の提出は要しない。ただし、規則別表第2で定める輸入承認証の交付を受けた場合は、この限りでない。
- (例)
本件貨物の本邦の陸揚げは、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと認められるので、外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づきその旨を明らかにする。
- なお、この輸入の承認に係る貨物は、〇〇丸により運搬されたものに限る。
- (11) 電子申請における対象外手続
- (イ) コートジボールを原産地又は船積地域とするダイヤモンドに係る承認申請
- (ロ) 無償の貨物に係る承認申請（規則第5条に基づき税関長に権限を委任しているものに限る。）
- (リ) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合における輸入割当品目に係る特定輸入承認申請
- (12) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

[別紙1] ㊸㊹

輸入貨物の原産地又は船積地域に係る
輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申請者 記名押印又は署名
住所 (電話番号)

輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単位
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の総計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

(記載注意) (1)から(8)までの事項は輸入承認申請書の記載どおり記載すること。

[別紙2] ㊟㊟

特定輸入承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申 請 年 月 日

申請者 記名押印又は署名

輸入貿易管理令第4条第1項第二号並びに外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条及び第3条第一号の規定に基づき、下記貨物の輸入について特定輸入承認を申請します。

記 記

- (1) 商品名
- (2) 数量及び単位
- (3) 価格条件及び単価
- (4) 外国為替金額の総計
- (5) 船積地域 (外国漁船からの貨物の転載を受けて輸入する場合 (以下「転載輸入」という。)) は、貨物を採捕した地域及び転載を受けた地域) 及び船積年月日
- (6) 陸揚予定港及び陸揚予定年月日
- (7) 貨物を積載している船舶 (以下「積載船舶」という。)) の船長の氏名及び国籍
- (8) 積載船舶の名称、種類、国籍及び総トン数
- (9) 積載船舶の有する漁ろう設備、積載船舶に積載されている本輸入承認申請に係る貨物以外の漁獲物又はその製品の品名、数量及び(5)に該当する事項並びに積載船舶が漁業の用に供されている場合にあつては当該漁業の内容
- (10) 積載船舶を使用する権利を有する者の氏名、国籍及び住所 (法人その他の団体にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)
- (11) 積載船舶が寄港しようとする期間及び当該寄港の目的
- (12) 当該寄港の次に積載船舶が寄港しようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
- (13) 積載船舶に積載されている本輸入承認申請に係る貨物の所有者の氏名、国籍及び住所
- (14) 転載輸入の場合にあつては、貨物を積み込んだ外国漁船に係る(8)及び(9)に該当する事項

(記載注意)

- 1 (1)から(4)までの事項は、輸入承認申請書の記載どおり記載すること。
- 2 上記のうち記載できない事項があれば、その旨の理由を記載すること。